

報告第1号

花泉地域統合小学校敷地造成工事の請負契約の変更に関する専決処分の報告  
について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第1号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和3年1月29日提出

一関市長 勝 部 修

別紙

専決処分書

花泉地域統合小学校敷地造成工事の請負契約の変更について、市長専決条例（平成 17 年一関市条例第 217 号）第 2 条第 1 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 1 月 12 日

一関市長 勝 部 修

- 1 工 事 名 花泉地域統合小学校敷地造成工事
- 2 工 事 場 所 一関市花泉町涌津字下原地内
- 3 工 事 内 容 敷地造成工 一式
- 4 契約の相手方 一関市花泉町花泉字下北浦 29 番地 1  
株式会社舞石組  
代表取締役 舞 石 太
- 5 完 成 期 限 令和 3 年 2 月 22 日

6 変更の内容

項 目	変 更 前	変 更 後
契 約 金 額	271,700,000 円	281,409,700 円

報告第2号

自動車事故に係る和解及び損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和3年1月29日提出

一関市長 勝 部 修

別紙

## 専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年1月18日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 11,947円

2 和解の内容

- (1) 一関市は、相手方の被った損害賠償金として11,947円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関しては、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 一関市花泉町  
個人

4 事故の概要

令和2年11月12日午前11時10分頃、山目字大槻地内において、教育部文化財課の職員が公用車で主要地方道一関北上線を走行中、国道4号との交差点を右折するため右折車線を進行した際、赤信号で直進車線に停車していた相手方車両が転回をしようと右折車線に進入してきたため、相手方車両の右側前方部分に衝突し、破損させる損害を与えた。

5 市の過失割合 5パーセント

報告第3号

道路の管理に係る和解及び損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和3年1月29日提出

一関市長 勝 部 修

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年1月18日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 7,084円

2 和解の内容

- (1) 一関市は、相手方の被った損害賠償金として7,084円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関しては、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 一関市花泉町  
個人

4 事故の概要

令和2年11月6日午後4時20分頃、花泉町金沢字東沢地内において、相手方車両が市道須川幹線を走行中、道路左側の路肩部分の舗装が一部欠損し段差が生じていた箇所を通過したため、車両左側の前輪及び後輪タイヤなどを破損させる損害を与えた。

5 市の過失割合 10パーセント